

令和8年度高知県戦略的製品開発推進事業費補助金


◆目的

県内の中小企業等における、独自性や付加価値の高い製品、技術の開発を後押しするため、ものづくり分野（食品、生物、医薬品、ソフトウェア製造事業を除く）における製品・技術の構想から企画立案、調査、試作開発、製品化等の開発に必要な費用の一部を予算の範囲内で支援します。

予算額（現年）
R8年分：1,500千円

予算額（債務負担行為）
110,000千円
R8-9分：75百万円
R8-10分：35百万円

◆事業概要

メニュー	補助率	補助上限 (申請時の下限)	事業期間	補助要件		
				申請要件	新規性要件	売上要件
開発チャレンジ事業	1/2 以内	100万円 (10万円)	1年 以内	申請にあたっては、製品開発支援チームの確認を受けたものであること 	-	-
製品開発事業 (一般枠)		1,000万円 (50万円)	2年 以内 <small>事業終期が令和9年4月1日～令和11年3月31日までとなること</small>		以下のいずれかを満たすこと ①県内初と見込まれるもの ②社会課題の解決に貢献するもの ③ユーザーの利便性を向上させるもの ④ユーザーの経済性を向上させるもの	開発する製品・技術による売上高が補助事業期間終了後5年以内に「5,000万円以上」または「総売上高(※)の5%以上」となる計画であること
製品開発事業 (イノベーション推進枠)		2,000万円 (50万円)			開発する製品・技術による売上高が補助事業期間終了後5年以内に「1億円以上」または「総売上高(※)の10%以上」となる計画であること	

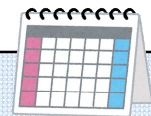
※総売上高は主として営む事業に限る

NEW 賃上げ加算枠 ※製品開発事業のみ	補助率	対象事業
令和8年度中に賃上げし、給与支給総額を賃上げ前決算比で5.0パーセント以上にする場合、補助率を引き上げます。	2/3以内 ※補助上限額は上表と同額です。	令和9年度中に補助事業が完了するもの

◆スケジュール（予定）

メニュー	申請締切	審査会	交付決定
開発チャレンジ事業	令和8年5月、8月、10月、12月の各最終営業日17:00	申請受理翌月～翌々月 ※開発チャレンジ事業 ⇒書面審査 ※製品開発事業 ⇒申請者によるプレゼン審査	事業採択後、交付申請書の受付から2週間程度
製品開発事業	令和8年5月、7月、9月、12月の各最終営業日17:00		

※申請手続きについては要綱・要領および工業振興課ホームページ等をご確認ください。



◆製品開発支援チーム

県内企業の製品・技術の開発を支援するため、高知県産業振興センターや県内の公設試験研究機関等により構成する「製品開発支援チーム」が、技術的助言や構想・企画の磨き上げに関する相談対応を行います。

事業の申請にあたっては製品開発支援チームの事前確認が必要となりますので、申請を検討されている場合、裏面の問合せ先にお早めにご相談ください。



◆対象事業

メニュー	対象事業者	対象事業	取り組み例
開発チャレンジ事業	県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）を有する中小企業者等 ※製品開発事業のうちイノベーション推進枠は中堅企業も対象事業者となる	製品・技術の開発に向けた、調査や試作、仮説の実証などへの挑戦	■ 開発・改良に向けた市場調査や試作 ■ 自社製品の知財取得 ■ 製品の開発に向けた専門家招聘 など
製品開発事業（一般枠）		自社の売上増加につながる高付加価値な製品・技術の開発	■ 新製品の開発 ■ 量産・販売に向けた評価試験や工程設計 ■ 販売に向けた量産試作 など
製品開発事業（イノベーション推進枠）		自社の売上増加につながるとともに、市場に新しい価値を生み出すことに資する製品の開発	

◆対象経費

メニュー	対象経費	備考
共通	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等 （注）開発チャレンジ事業は取得価格50万円未満のものに限る。
	原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
	外注加工費、委託費	原材料等の再加工等を行う外注先への支払に要する経費 （注）上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。
	その他	謝金、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、特許等取得費
製品開発事業のみ	直接人件費（基本給）	開発に直接従事する従業員（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の製品・技術の開発業務時間に対応する人件費 （注）上限は一般枠が補助対象経費の3分の1、イノベーション推進枠が2分の1を超えない額とする。

◆交付決定（事業開始）までの申請フロー（概略）



- エントリー書類は申請締切の1ヶ月前までに工業振興課へ提出してください。
- エントリーいただいた事業は本申請に向けた内容の磨き上げのため製品開発支援チームと共有します。

◆申請について

- 申請にあたっては、HP掲載の要綱及び要領を必ずご確認ください。
- 必要な書類は、高知県工業振興課のHPからダウンロードしてください。
- 申請書は紙媒体・電子媒体いずれのご提出も可能です。
【ホームページ】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026032500422/>



◆お問い合わせ

●補助事業の制度・申請に必要な書類等に関すること

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
 高知県 商工労働部 工業振興課〔担当：晦日(みそか)・岡野・岡本〕
 Tel：088-823-9724 E-Mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp



●事業内容の技術的相談や企画の磨き上げに関すること

〒781-5101 高知県高知市布師田3992-2
 公益財団法人 高知県産業振興センター
 事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課 Tel：088-845-6600

※補助事業は、「補助金交付決定通知書」に記載した日以降に行うことが要件となります。
 また、予算の上限に達する見込みとなった場合、期限前でも募集を終了することがあります。